



平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会社名 : 川崎化成工業株式会社
(コード 4117・東証第 2 部)
代表者名 : 取締役社長 池田 滋
問合せ先 : 取締役経営管理部門長 大坪 孝幸
TEL. 044 (540) 0110

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 19 日開催の取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 93 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)による責任限定契約の締結対象者の拡大を当社においても実施するために、現行定款第 29 条第 2 項及び第 39 条第 2 項に所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第 29 条第 2 項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第 29 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	(取締役の責任免除) 第 29 条 (現行どおり)
② 当社は、 <u>社外取締役との間で</u> 、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	② 当社は、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 39 条</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>② 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 39 条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>② 当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 27 年 6 月 26 日 (金)

定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 26 日 (金)

以上